

2017年度事業概要

熊本宮繕



国土交通省 九州地方整備局

熊本宮繕事務所

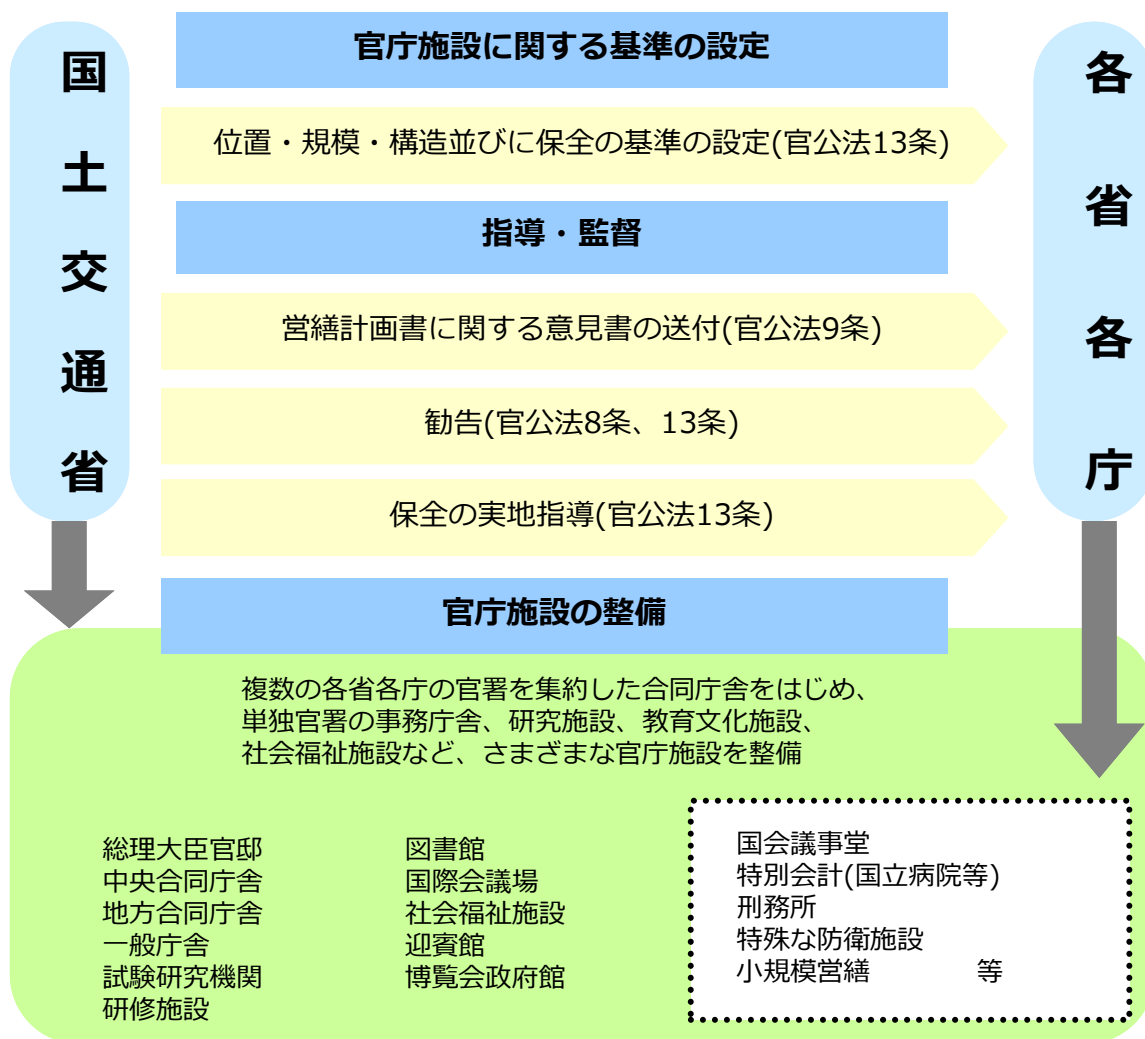
官庁施設に対する国土交通省の役割

「営繕」とは、「建築物の営造と修繕」のことをいい、具体的には、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替などの工事を指します。

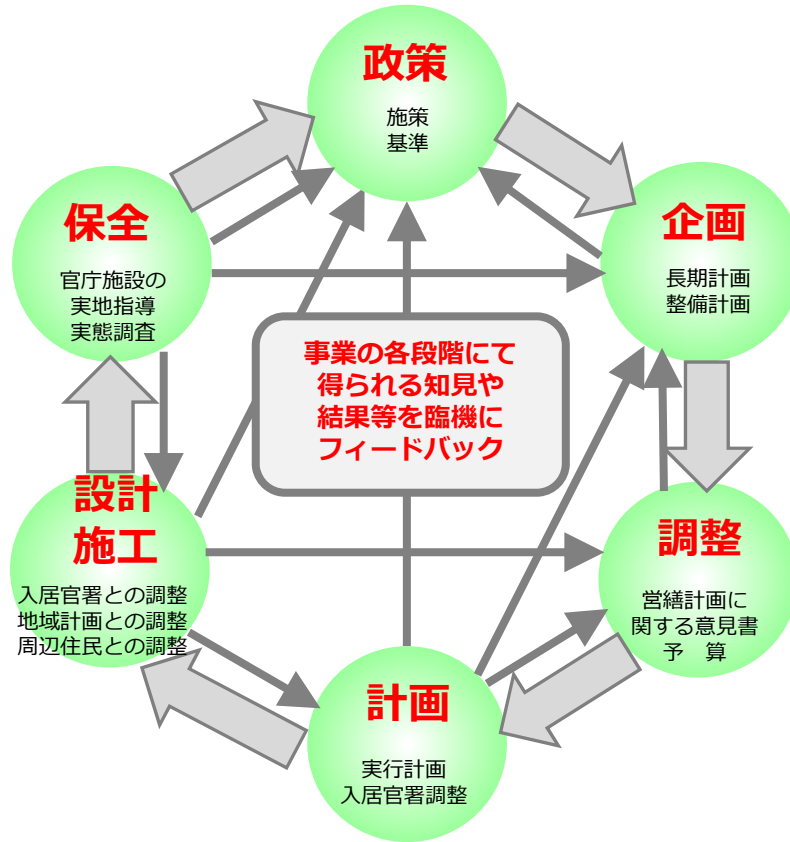
「営繕」という言葉は、西暦701年に制定された「大宝律令」において用いられた古い言葉です。当時は、建物のほか道路、橋梁、船などの営造及び修繕のことを表し、現在よりも広い意味で用いられていた言葉であるとされ、営繕を司る職を造営職、木工寮と称していました。

国土交通省は、「[官公庁施設の建設等に関する法律](#)」に基づき、各省各庁の事務庁舎など、[国家機関の建築物\(官庁施設\)の整備](#)に関する業務を行っています。

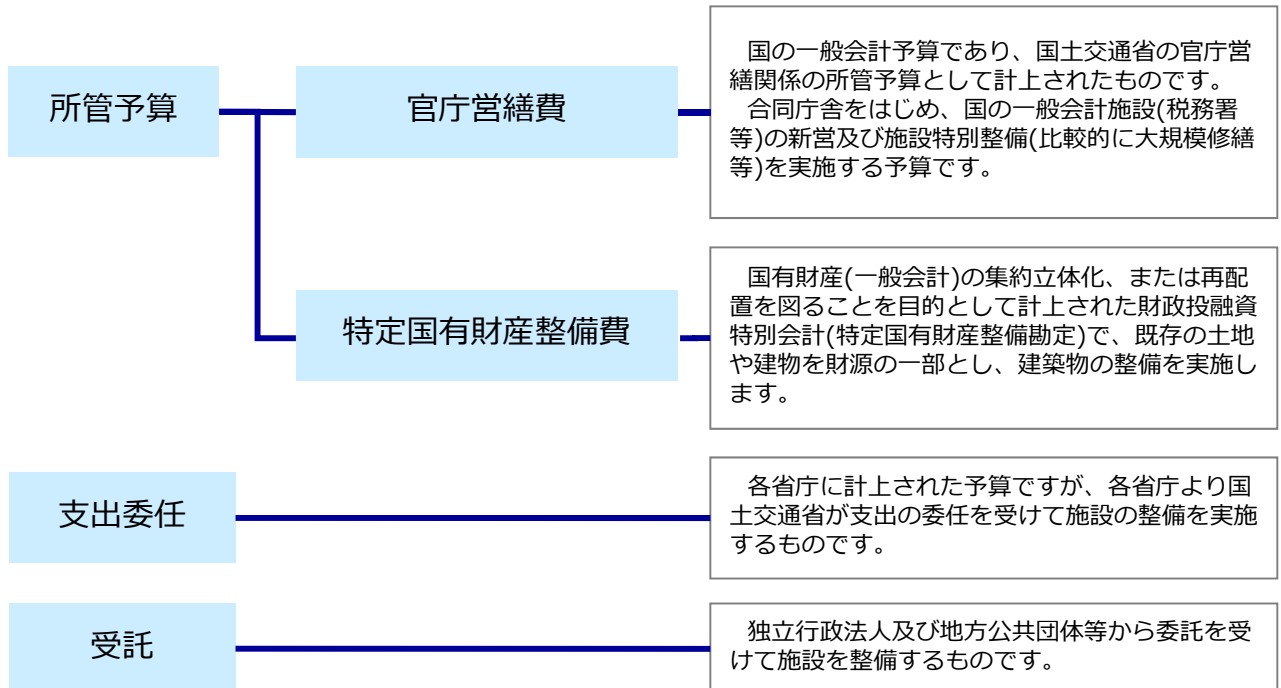
また、国民の共有財産である官庁施設について、行政サービスを提供する場として、災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、必要な機能や性能を確保できるよう、[基準を設定](#)するとともに、[各省各庁に対し指導及び監督](#)を行っています。



官庁営繕の業務の流れ



官庁営繕の予算の仕組み



官庁営繕の主要施策

官庁営繕のミッション

官庁営繕に対する新たな要請への的確な対応と効率的な事務事業の実施のために、「ミッション（根幹的使命）」と「ビジョン（目標）」を定め、その実現に向けて具体的な取り組みを実施しています。

ミッション（根幹的使命）

国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供し、公共建築分野において常に先導的な役割を果たす。

ビジョン（目標）

公共建築分野のリーダーとして、時代のニーズ等に的確に対応し、官庁施設に関し、成果主義の観点から顧客に提供するサービスの価値を最大化すること。そのために、組織と職員の核心的能力を高める。

安全・安心の確保

官庁施設は、各種災害に対して安全であるだけでなく、災害応急対策活動の拠点として機能を十分に発揮できるものであることが必要です。

そのため、国土交通省では、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」及び「官庁施設の津波防災診断指針」を定め、基準を満足しない既存施設について各省各庁と連携し建築物全体としての総合的な安全性が確保されるよう整備を推進しています。



■ 耐震改修の事例
(九州農政局大分支局2015年度完成)

ストックの有効活用と保全

全国で築後30年以上の官庁施設は全体の約40%を占め、今後も増加することが予想されます。このため、建物の保全に関する取り組みをよりの確に実行し、適正な保全を実施していく必要があります。

国土交通省では、官庁施設の保全に関して、技術基準等の整備や会議・講習会の実施、実地における指導、施設管理者が実施する保全の実施方法等に係る技術的な支援を行っています。



■ 熊本地区官庁施設保全連絡会議
(平成28年度)

まちづくりへの貢献

官庁施設は都市の中核施設であり、地域の交流拠点となる場合もあります。

国土交通省は、地方公共団体をはじめとする様々な関係者と連携し、まちづくりに貢献するような官庁施設の整備を推進しています。

たとえば、熊本地方合同庁舎は、「整備が進む熊本駅周辺地区への都市機能の集積への貢献」を目的として計画し、熊本県、熊本市、周辺住民及び企業代表者と検討調整を行い、駅周辺の核施設としてふさわしく、地域に開かれた合同庁舎として整備しました。



■熊本地方合同庁舎（2014年度完成）

ユニバーサルデザイン等、利便性の向上

国土交通省では、本格的な少子・高齢化社会の到来を背景として、ユニバーサルデザインの実現に向け、高齢者・障害者等を含むすべての人が安全に安心して、円滑かつ快適に利用できる官庁施設を目指した施設整備を進めています。

熊本地方合同庁舎では関係団体の方々に、多機能トイレ等の整備内容に対するご意見をいただく「UDレビュー」を開催し、多機能トイレ等の整備内容の改善を図りました。



■熊本地方合同庁舎（B棟の多機能トイレ）

地球温暖化対策

建築物は、その計画から建設、運用、廃棄にいたるまで温室効果ガスの排出等、環境に負荷を与えており、環境負荷を低減するためには建築物のライフサイクルを全体を視野に入れた対策が必要です。

国土交通省では、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減を目指し「環境負荷低減に配慮した官庁施設（グリーン庁舎）」の整備を推進しています。



■太陽光発電パネルの設置事例
（大分地方合同庁舎2013年度完成）

業務の概要

□ 工事監理

熊本及び大分県内の所管予算、支出委任及び受託を受けた工事について、工事監理を行っています。

□ 施設整備についての助言と支援

所掌する熊本県内54施設、大分県内38施設について、改修・建替等の助言、予算要求資料作成の支援等を行っています。
また、所掌官庁施設について「官庁建物実態調査」を定期的及び臨時に実施しています。

□ 保全業務

各省各庁の施設管理者54部局が所掌する管内501施設(延床面積約92万㎡)について、保全指導と助言を行っています。
「保全実態調査」を毎年実施し、各省各庁が実施する保全や保全指導に役立っています。
また、各県において年1回「地区官庁施設保全連絡会議」を開催し、各施設管理担当者のみなさまへ保全に関する情報提供等を行っています。

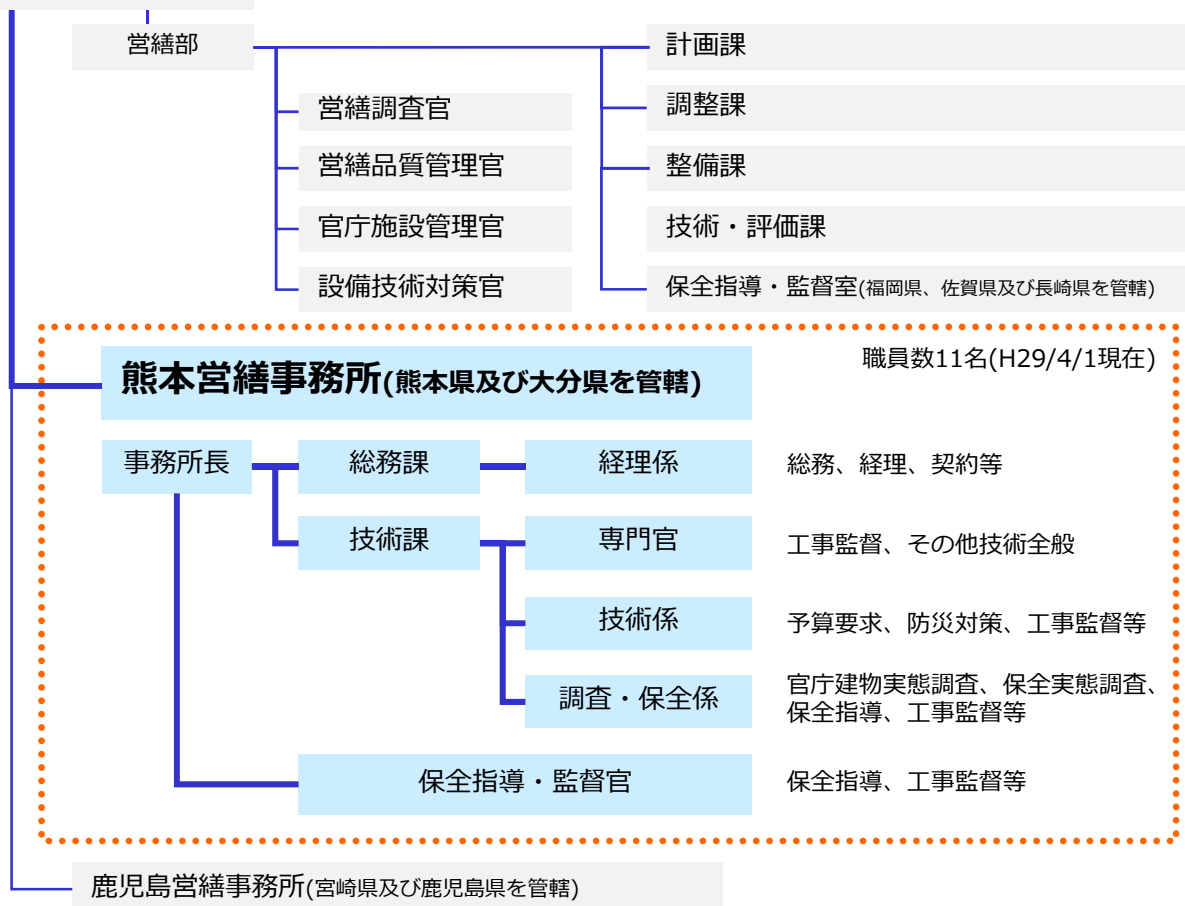
□ 防災業務

災害時に、官庁施設の被災状況等を迅速に把握し、応急対策の指導等を行っています。



組織

九州地方整備局



平成29年度 工事施設と概要 (予定を含む)

所管予算

- 熊本地方合同庁舎【継続】
- 山鹿地方合同庁舎
- 熊本地方検察庁山鹿支部・区検察庁
- 税務大学校熊本研修所
- 熊本第2合同庁舎
- 三角港湾合同庁舎
- 熊本空港複合庁舎
- 熊本地方検察庁
- 熊本東税務署
- 熊本県警察学校

- PFI事業
- 外壁、防水改修
 - 外壁、防水、建具改修
 - 地震復旧（建替え）
 - 地震復旧
 - 地震復旧
 - 地震復旧
 - 地震復旧
 - 地震復旧
 - 地震復旧

支出委任

- 八代公共職業安定所
- 国立水俣病総合研究センター
- 熊本労災特別介護施設
- 人吉労働総合庁舎
- 宇城公共職業安定所
- 大分公共職業安定所
- 別府公共職業安定所
- 宇佐地方合同庁舎

- 庁舎新営
- 給水配管更新、宿舍外壁改修等
 - 地震復旧、トイレ設備改修
 - 外壁、防水、建具改修
 - 外壁、防水改修
 - 外壁、防水改修
 - 建具、便器、排水管改修
 - 模様替え



施設の完成予想図



■ 税務大学校熊本研修所

工事場所：熊本県熊本市東区
 用途：管理棟、学寮棟
 構造：管理棟 地上3階建
 学寮棟 地上4階建
 延床面積：管理棟 1,383.22㎡
 学寮棟 3,251.34㎡



■ 八代公共職業安定所

工事場所：熊本県八代市
 用途：庁舎（公共職業安定所）
 構造：地上2階建
 延床面積：1,181.37㎡

近年の主な完成施設



人吉法務総合庁舎
 (2016年度)



熊本地方合同庁舎B棟 (2014年度) 熊本地方合同庁舎A棟 (2010年度)



大分法務総合庁舎
 (2010年度)



大分地方合同庁舎(耐震改修)
 (2009年度)

国の機関の方へ…

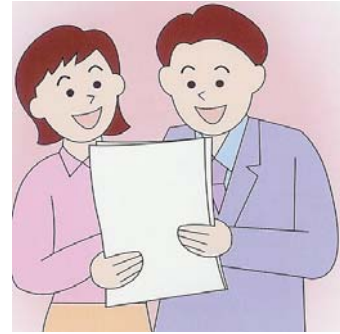
こんなときどうしていますか？

- ✓ 庁舎新築、増築、大規模改修等の予算要求に必要な資料の作成方法がよくわからない…。
- ✓ 設備機器の点検管理や運転管理などの保全(メンテナンス)業務をどのようにしたらよいか…。



営繕事務所にご相談下さい

営繕に関する業務でお困りでしたら、ご相談ください。調査と検討を行い、適切な修繕方法のご提示、予算要求資料作成及び保全計画の立案などのご協力をいたします。



調査へのご協力をお願いします

施設整備計画や保全業務への支援のためには、常日頃から施設の実態把握が大切です。「官庁建物実態調査」及び「保全実態調査」へのご協力をお願いします。

- 「官庁建物実態調査」とは…？
「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、各省各庁の営繕計画書に対し、技術的見地から意見を述べるため、現状確認のため調査を行っています。予算措置の要否と優先順位の判定及び長期営繕計画立案の基礎資料とするために、所掌官庁施設について定期的及び臨時に実施しています。
- 「保全実態調査」とは…？
「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づいて毎年実施する調査で、国の建築物の保全に関する状況をとりとまとめ、各省各庁が実施する保全や保全指導に役立てています。

施設が災害・事故に遭遇したら…

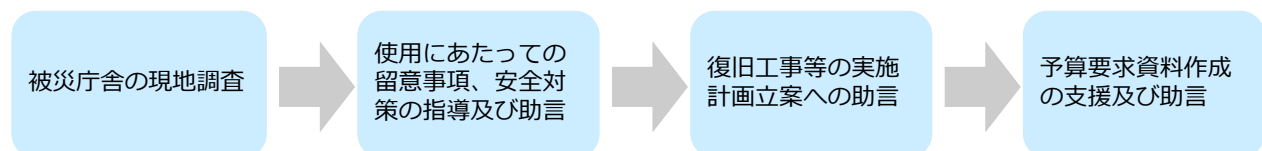
我が国の国土は、地震・暴風・洪水・火山噴火等極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置しています。官庁施設は、その地区の防災拠点あるいは災害復旧・復興の要として重要な役割を担っています。

営繕事務所では、官庁施設の被災状況等を迅速に把握し、その応急対策の指導等を早急に図ることとしていますので、震度5強以上地震においては被害発生の有無に関わらず、震度5弱以下の地震や台風等は被害があった場合に、「官庁施設の被害情報伝達要領」に基づく情報伝達ルートにより連絡をお願いします。

災害時の営繕事務所の対応

管轄区域（熊本県内及び大分県内）で震度5弱以上の地震が発生した場合等、熊本営繕事務所職員が事務所に緊急参集し、被害情報の情報収集を行います。

施設管理官署からの要請をいただいた場合、営繕事務所が迅速にサポートします。



沿 革

- S24/08/01 「九州地方建設局熊本営繕出張所」を「熊本市北水前寺町131」に開設。
- S27/08/01 名称を「九州地方建設局熊本営繕工事事務所」へ変更。
- S29/04/01 庁舎を「熊本市大江3-1-30」へ移転。
- S42/11/01 庁舎を「熊本合同庁舎2号館」(熊本市二の丸1-2)へ移転。
- S58/08/01 庁舎を「熊本第2合同庁舎」(熊本市大江3丁目1番53号)へ移転。
- H13/01/06 省庁改変に伴い、名称を「九州地方整備局熊本営繕工事事務所」へ変更。
- H15/04/01 名称を「九州地方整備局熊本営繕事務所」へ変更。
- H23/02/28 「熊本地方合同庁舎A棟」(熊本市西区春日2-10-1)の完成に伴い、庁舎を移転。

国の機関、地方公共団体等のみなさまへ…

公共建築相談窓口

営繕事業及び営繕行政の的確な推進に向けて、地方公共団体等との情報交換、情報共有といった地域との連携の窓口として「公共建築相談窓口」を設置しています。

「施設整備のための各種基準類」「シビックコア地区整備制度」「保全業務」「工事入札手続」「営繕積算方式」等、公共建築に関する幅広い相談をお待ちしています。

国土交通省 九州地方整備局
熊本営繕事務所

T E L 096-355-6122
F A X 096-355-6123
U R L <http://www.qsr.mlit.go.jp/kumaei/>
e-mail kumaei@qsr.mlit.go.jp

〒860-0047
熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟2F
(市電二本木口前下車すぐ)